

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成27年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成28年2月9日（火）午後3時30分～午後4時12分
開 催 場 所	中部地区会館405会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者 小野委員長、荒幡副委員長、小瀬委員、栗原委員、田中委員、石井委員、波多野委員、藤田委員、小山委員、稲見委員 欠席者 池谷委員、小野江委員、井口委員、吉岡委員、吉野委員 事務局 教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 原案のとおり承認することに決定した。 議題2：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題1：平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について (委員長) ただいまから平成28年度第1回武蔵村山市学校給食運営委員会を開催する。本日の出席委員は10人であり、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているため、会議は有効に成立することを報告する。 これより議題1「平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について」お諮りする。事務局より説明を求める。 (事務局) 学校給食基本計画は、教育委員会で毎年度策定しているもので、これを基本に学校給食の運営がなされるというものである。 1ページ、1の基本方針であるが、来年度、学校給食法等の関係法令等の改正は予定されていないことから、(1)の学校給食実施に係る基本方針については、昨年度と変更はない。 内容としては、本市の学校給食は、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、アからキまで掲げているものであるが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしている（アからキまで朗読）。 次に、(2)の学校給食業務実施に当たっての基本的事項であるが、平成28年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を、5つ取り上げている。 まず、アの学校給食の実施については、「成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準を踏まえ、栄養バラ

ンスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。」としている。また、本市の学校給食では、従来から、御飯食を中心に「和風」のおかずの提供にも力を入れているが、平成25年12月に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、「和食」についても理解が深まるような献立の実施に努める。」としている。

次のイの食育の推進についてであるが、毎月の予定献立表の紙面を活用した食に関する情報の提供や旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、地場食材についても、地元農家に御協力いただきながら積極的に使用し、引き続き、学校給食が生きた教材として活用されるように努めていく。

続いてウの安全・衛生管理についてであるが、「学校給食衛生管理基準や厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づき、給食施設等の点検・清掃、食品の適正な取扱い、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努める。」としている。特に、職員の衛生管理に関しては、月2回の細菌検査のほか、昨年度から、ノロウイルスの流行期である10月から3月までの間において、調理従事者を対象に月1回のノロウイルス検査を実施している。ノロウイルス検査については、義務化はされていないが、今年度は、「これまで検出例の少なかった遺伝子型のノロウイルスが検出されたこと等を踏まえ、特に注意が求められている」ということで、国からも、昨年12月に「必要に応じてノロウイルスの検査を含めることが望まし」との通知が届いている。学校給食が原因となる食中毒予防のため、新年度においても、これを継続して実施する。なお、この予算については、市費となっている。

次にエの給食費収納率向上対策についてであるが、本市の現年度分の学校給食費の収納率は、平成15年度から平成22年度までの8年間、98%台で推移していたが、平成23年度に99%台を回復し、9月分以降の給食費をそれぞれその前月末に引き落とさせていただき、いわゆる「前払い制」を導入した平成25年度では99.40%、また、昨年度は99.49%まで向上した（配布資料3参照）。新年度においても、給食費の重要性について保護者に十分周知するとともに、未納となっている家庭に対しては、教育委員会と学校とが緊密に連携して積極的な働きかけを行い、収納率の更なる向上に努めていく。

最後にオの給食業務の民間委託についてであるが、「中学校学校給食調理等業務」については、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施しており、当初の委託期間は平成26年度までであったが、継続して安定

的な業務の運営がなされてきたことから、それまでと同様、ハーベスト株式会社を受託者として、平成27年度から平成31年度までの5年間について、民間委託を継続することとしたところである。引き続き、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底していく。なお、委託の継続に当たっては、受託者に対しても、市の職員と同様にノロウイルス検査を実施させることとしている。

一方、小学校の学校給食を行っている市立学校給食センターは、昭和44年開設ということで、かねてから老朽化が指摘されているところであるが、新たな施設の整備にはまだ期間を要することから、それまでの間、安定した学校給食の提供が行えるよう、必要な修繕等を行っていく。また、調理等業務の民間委託については、既に多くの実績があり、本市でも、中学校給食調理等業務が安定的に行われている状況から、小学校給食についても「新たな学校給食センターの整備と併せ、調理等業務の民間委託について検討を進める」としている。

以上、平成28年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について御説明させていただいたが、2ページの最後の3行にあるように、平成28年度においても、「引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努める」こととしている。

基本方針については、以上である。

続いて、基本計画について説明する。

3ページ(1)の年間給食日数については、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則第5条に規定するもので、昨年度と同じ日数であり、1年間に給食が提供される限度日数となる。

次に、(2)の給食費の1食当たりの平均的な単価及び給食費の額についてであるが、表に記載のとおりとなっている。

次に、4ページ(3)の給食基本人員であるが、平成27年10月1日現在の推計値であり、全体で7,242人であり、平成27年度と比較すると、全体で41人の減となっており、小学校は66人の減、中学校で25人の増となっている。

次に、(4)の献立目標であるが、小学校・中学校とも昨年度と同様とし、小学校では、米飯の割合は80%、パンについては10%、麺についても10%となっている。中学校では、米飯の割合は90%とし、パン4%、麺6%としている。

続いて、5ページ及び7ページの(5)学校給食センターの稼働についてであるが、小学校・中学校ともに稼働日数は192日とし、平成28年度の学校給食センター（小学校）の学期別稼働日は6ページの資料(1)の、また、中学校の学期別稼働日については8ページ資料(2)の学期別稼働表の

とおりである。

次に、9ページ3の歳入歳出予算概要について説明する。

<予算概要については、資料のとおり。>

歳入予算の給食費の増額の理由は、基本人員の増によるものである。

(委員長) ただいま「平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書(案)」について説明があった。これより質疑に入る。

－質疑等なし－

(委員長) 意見、質問はないようなので、以上で質疑を終了する。ただいま議題となっている平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに決定する。

議題2：その他

(委員長) その他として委員の皆様から何かあるか。

－特になし－

事務局からは何かあるか。

(事務局) 特にない。

(委員長) それでは、「議題2 その他」についてはこれで終了する。

続いて報告事項に移る。事務局から報告をお願いする。

報告事項1 平成27年度学校給食費収入未済額等の状況について

(事務局) (資料に基づき報告。)

報告事項2 その他

(事務局) 続いて、配布資料3の「給食費(現年度分)の収納率の推移」については、先ほど御説明したとおりである。

また、配布資料4の2月分予定献立表についても、特に説明する内容はないが、この中で、食材について太字となっているものがあるが、これが地場産の食材が使われているものということで、このような表記をさせていただいている。

報告事項の説明については以上である。

(委員長) ただいまの報告について質問があればお受けする。

(委員) 平成27年度学校給食費収入未済額等の状況の表の中で、過年度分の平成27年度の件数が387件となっているが、平成27年度分の過年度分の意味が分からなくて問合せをさせていただいたところ、平成21年度から平成26年度までの未払いの累積件数ということで、また、平成26年度の過年度分というのは、平成20年度から平成25年度までの未払いの累積件数ということであった。収納額の件数も、1件というのが1か月分ではなくて、1回での徴収が1,000円でも2,000円でも1回分と数えるとい

	<p>うことで、平成27年度分は、件数は少ないが金額が多いというのは1回に回収できた金額が多いからと分かった。この辺のところを、今後分かりやすく記入してもらえばということで、先ほど提案させてもらったところである。</p> <p>(事務局) お話しいただいたとおり、平成27年度分については平成21年度から平成26年度までのもので、昨年度、平成26年度については平成20年度から平成25年度までのものとなっている。件数についても、お話しいただいたとおり、例えば、1万円の未納のあった方が3,000円を3回と残り1,000円をお支払いになられた場合は4回(4件)の支払となるが、これを1回で支払われた場合には1件になるということで、件数としては下がっているが収納額は上がっているというケースもある。</p> <p>資料については、もう少し分かりやすいものに変えたいと思う。</p> <p>(委員) 関連で、平成21年度までということは、平成20年度までは時効になったと考えるべきなのか。</p> <p>(事務局) お尋ねのとおり、不納欠損処分ということで、それ以後徴収しない措置をとっている。</p> <p>(委員) その額も表示した方が良いのではないか。</p> <p>(事務局) この資料については、平成27年12月末現在の中間報告という形のものであり、前回の決算の中では、不納欠損の額、件数ともに報告させていただいている。</p> <p>(委員) 了解した。</p> <p>(委員) 現在、学校給食食材の放射性物質の測定を行っているかと思うが、平成28年度も引き続き実施するかどうかを教えてください。</p> <p>(事務局) 学校給食食材の放射性物質検査については、平成26年度までは月10検体の検査を行っていたが、その間1度も検出されなかったことのないということで、今年度から検体数を5検体に減らして検査を継続している。平成28年度についても同様の予算を計上しているところであり、毎月5検体ずつの検査を継続する予定である。</p> <p>(委員長) ほかに質問はないようなので、これにて報告事項を終了する。</p> <p>(委員長) 本日予定していた事項については、これで全て終了した。</p> <p>本日の委員会は、これにて閉会する。</p>
<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>

